○財務省令第十三号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百三十五号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の十」を「第二十六条の十一」に、「第二十六条の十一」を「第二十六条の十二」に、「公益法人等が」を「公共法人等が」に改める。

第二十五条の二中「第九十六条第一項第一号ニ」を「第九十六条第一項第一号ホ」に、「とする」を「（同号ニに掲げる事由を除く。）とする」に改める。

第二十六条の二第一項第五号中「第二条第五項」を「第二条第十四項」に改める。

第二十六条の八中「第百十八条の六第六項」を「第百十八条の六第七項」に改め、同条第二号中「種類又は銘柄」を「令第百十八条の六第四項に規定する種類等及び区分」に改める。

第二十六条の九第九号中「第六十一条第七項」を「第六十一条第八項」に改める。

第二十六条の十二を第二十六条の十三とする。

第二十六条の十一中「掲げる金額」の下に「に相当する金額」を加え、同条を第二十六条の十二とする。

第二十六条の十中「第六十一条第七項」を「第六十一条第八項」に改め、第二編第一章第一節第七款の二中同条を第二十六条の十一とする。

第二十六条の九の次に次の一条を加える。

（時価評価をしない暗号資産の要件）

第二十六条の十　令第百十八条の七第二項第一号（時価評価をする暗号資産の範囲）に規定する財務省令で定める措置は、同号の暗号資産を他の者に移転することができないようにする技術的措置であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　その移転することができない期間が定められていること。

二　その技術的措置が、その暗号資産を発行した内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある他の者を含む。以下この号において「発行法人等」という。）の役員及び使用人（以下この号において「役員等」という。）並びに次に掲げる者のみによつて解除をすることができないものであること。

イ　発行法人等の役員等の親族

ロ　発行法人等の役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　イ又はロに掲げる者以外の者で発行法人等の役員等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ニ　ロ又はハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

第二十七条の十四第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十一号中「及び第八項第六号」を削り、同号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の七第四項第六号及び第五項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

第二十七条の十四第十三号を削る。

第二十七条の十五第一項第五号中「第二条第五項」を「第二条第十四項」に改める。

第二編第一章第一節第十一款の五の款名及び第二十七条の十六の四第二項中「公益法人等」を「公共法人等」に改める。

第三十四条第一項第四号中「属する事業年度」の下に「（第一号の内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加える。

第五十二条第三号から第五号までを削り、同条第六号を同条第三号とする。

第五十九条第二項中「法第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けている場合には二月にその延長に係る月数を加えた月数とし、清算中の内国法人について残余財産が確定した場合には一月とする」を「次の各号に掲げる事業年度にあつては、当該各号に定める月数」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が法第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定により延長されている事業年度　その延長に係る月数に二を加えた月数

二　清算中の内国法人の残余財産の確定の日の属する事業年度（当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）　一月

第六十条第三号から第五号までを削り、同条第六号を同条第三号とする。

第六十二条中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同条の表第五十二条第五号の項を削り、同表第五十九条第一項第三号の項の次に次のように加える。

第五十九条第二項第一号	第七十四条第一項
第七十五条の二第一項	第百四十四条の六第一項又は第二項
第百四十四条の八（確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用する法第七十五条の二第一項	